

学校いじめ防止基本方針



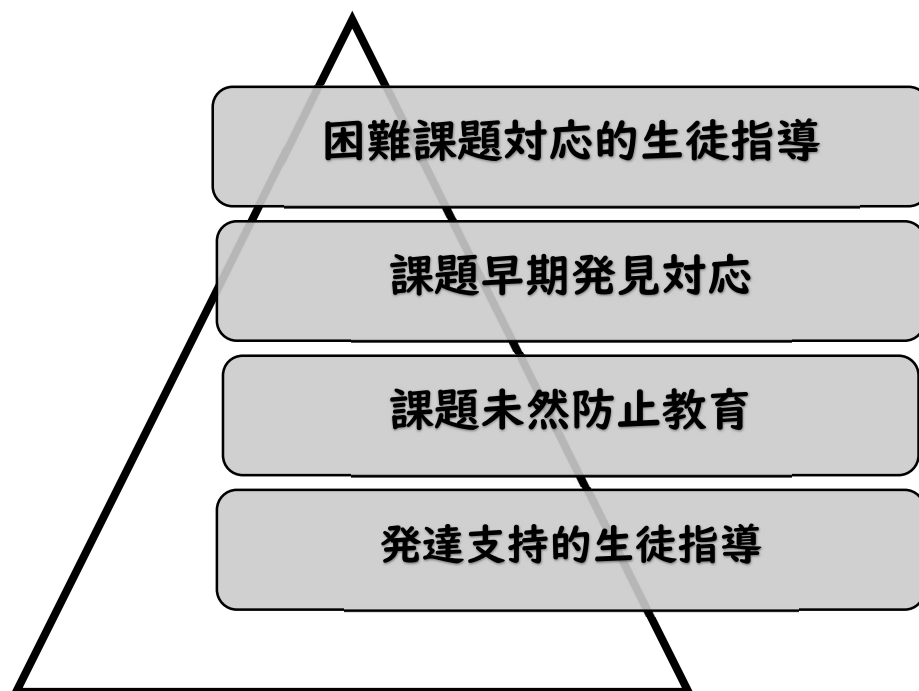
つくば市立研究学園小学校

Ⅰ いじめに対する基本姿勢

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い意識を持つ
- 「いじめはどの学校でも、どの子どもでも起こりうる」という危機意識を持つ
- 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つ

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、子どもの実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」、「いじめの早期発見」、「いじめに対する措置」を適切に行う。

2 重層的支援構造によるいじめに関する「生徒支援」



(1) 発達支持的生徒指導

子どもが「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけを行う。

(2) 課題未然防止教育

道徳や学級・ホームルーム活動等における子ども主体のいじめ防止の取り組みを行う。

(3) 課題早期発見対応

いじめの予兆の発見と迅速な対処（アンケート、面談、健康観察等による気付きと被害児童の安全確保等）

(4) 困難課題対応的生徒指導

いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（いじめ防止対策組織による被害児童ケア、加害児童への指導、関係修復等）

3 いじめ防止に向けた「発達支持的」取組

- (1) 人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけをする。
- (2) 子どもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようにするために、教職員が1人1人の子どもを大切にすると人権感覚を磨く。
- (3) 市民性を育む。
- (4) 学校や学級が人権意識が尊重され、安心して過ごせる場となるように努力する。
 - ① 多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校づくりを目指す。
 - ② 子どもの間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
 - ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
 - ④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

4 未然防止のための取組

○ 学級経営の充実

- ・ 子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合える学級をつくる。
- ・ 子どもの自主・自律・自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。相手の人格を傷つけるような人権意識に欠けた言葉や個人の体格、性格・性質、家族等への配慮を欠いた言葉への指導を重視していく。
- ・ 教師自身、いじめを誘発するような言動に十分注意する。(子どもを様々な場面でからかう、集団の前で一人を叱責する等)

○ 授業中における生徒指導の充実

- ・ 「自己決定」「自己有用感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進め、自己肯定感や自尊感情を高める。
- ・ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもの学びを保障する。

○ つくばスタイル科、特別の教科道徳、学級活動において

- ・ いじめを題材として取り上げることが道徳科の指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を育む授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。
- ・ 子ども同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるような活動を通して、いじめの未然防止や解決の手立てについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・ 構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

○ 学校行事において

- ・ 子どもが主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施す

る。全ての子どもが活躍できる場面や役割をつくることで自己有用感を高める。

○ 児童会活動において

- ・ 自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。(児童会主体のいじめ防止フォーラムの企画運営等の展開)

○ 家庭や地域、コミュニティスクール推進会議との連携

- ・ いじめの背景には、学校、家庭、地域社会における様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会を実施する。

5 早期発見のための取組

○ 複数の教員の目による日常の交流を通して、いじめの早期発見に努める

- ・ 多くの教師が様々な教育活動を通して、子どもに関わることにより、子どもの変化を見逃さない。
- ・ 休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。
- ・ いじめチェックリストを活用した振り返りを定期的に行う。
- ・ スクールカウンセラーやスクールサポーターが、積極的に学級訪問、授業参観などを行う。
- ・ 生徒指導部会を毎週実施する。

○ アンケート等の調査を計画的に行う

- ・ 「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」を定期的(GW 明け、6月、11月、2月)に実施する。
- ・ アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

○ 教育相談による把握に務める

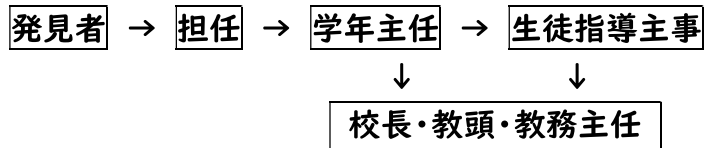
- ・ 担任による面談を定期的(5月、7月、11月、2月)に実施する。
- ・ 子どもが希望したり、相談が必要と思われたりする場合は、担任以外(教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が相談の体制を整える。
- ・ 面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

○ 保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・ いじめ問題に対する学校の考えや取組を保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・ 家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため、できるだけ詳細に情報を得るようにする。

5 問題への対応（いじめ発見から解決までの取組）

（1）いじめの情報の把握・いじめの発見



（2）対応チームの編成

- ＜基本チーム＞ 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・該当学年主任
担任・養護教諭
- ＜適宜対応チーム＞ 学年担当・授業担当・SC・SSW（事案に応じて柔軟に編成し、チーム支援を行う）

（3）対応方針決定・役割分担

- ① 情報の整理
 - ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの様子
- ② 対応方針
 - ・緊急度の確認（命に関わる、心身財産への重大性、不登校などの危険度）
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

(4) 事実の究明

【被害者→周囲の子ども→加害者の順で】

- いじめられている子どもや、周囲の子供からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯を配慮して行う。
- 安心して話せるように、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明をする。
- ×いじめられている子といじめている子を同じ場所で事情を聴くこと。
- ×注意、叱責、説教だけで終わること。
- ×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ×ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ×当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

(5) 関係機関との連携

- ・市教委
- ・スクールロイヤー（対応困難事案の相談）
- ・市教育相談センター
- ・警察（暴行、傷害、恐喝等の事件発生）
- ・医療機関（被害者の心身の外傷）
- ・CS 推進会議（地域との連携）
- ・研学サポーターズ（保護者との連携）

(5) 被害者への対応

- ◎共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるように、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもとの今後のつきあい方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるような支援を継続する。
- ×「君にも責任がある」「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

(5) 加害者への対応

- ◎いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為 に対しては毅然と指導し、反省させる。
- 話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 面談や教師との交流を続け、成長やよさを認めていく。

(5) 他の児童への対応

- ◎いじめは学級や学年等の集団全体の問題とし、教師が子どもと共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行動であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることを伝え、被害者の気持ちを考えさせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けて話し合わせ、活動を支援する。



(5) 保護者への対応

<被害者の保護者>

- 家庭訪問を行い、事実を伝え、徹底して学園生を守り、支援していくことと対応の方針を具体的に伝える。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。

<加害者の保護者>

- 家庭訪問を行い事実を経過と共に伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と子どもの変容等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ×保護者への批判的言動や非難はしない。

5 いじめ対策組織と年間計画

(1) いじめ対策委員会の実施

- ・ 校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、ブロック代表生徒指導担当、養護教諭、該当学年主任、担任で構成する。
- ・ 生徒指導部会や学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取組について協議するために定期的（月一回程度）に行う。
- ・ 緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に開く。

(2) いじめ対策担当の設置と業務

- ・ 生徒指導主事がいじめ問題解消支援を担当し、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・ いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・ いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員への周知を行う。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部機関との連絡調整を行う。
- ・ いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。

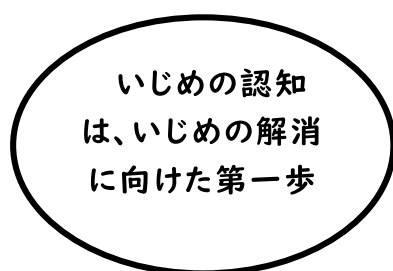
(3) 教職員の意識向上のための校内研修の実施

- ・ 校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。
- ・ いじめチェックリストを活用し、いじめ発見スキルの向上を図る。

<いじめについての共通理解事項>

【いじめの定義】

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。（文部科学省）



認知件数が多いことは悪いことではない。いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、件数の多い少ないではなく、認知した事案をどれだけ、どのように解決したかを大切にする。

《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って、子どもや保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応する。
- ・ 自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめ事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。

【いじめの重大事態とは】

- いじめにより生命、心身および財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（第1号）
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（第2号）

<重大事態を認知した場合>

- ①直ちに教育委員会へ報告
- ②調査・報告（調査主体：1号は教委、2号は学校）
- ③事実関係の明確化

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に解明する。

◆いじめ対策年間計画◆

月	教職員の活動			子どもの活動	
	対策委員会	校内研修	教育相談等	学級活動	児童会活動
4	○全体計画の検討	○いじめに対する共通理解		○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり	
5	月一回の実施	○道徳授業研	○面談Ⅰ	○話し合い「学級の諸問題について」	
6		○アンケート分析 ○教育相談、ピアサポートについて ○SOS研修	○アンケート① ○相談	○ソーシャルスキルトレーニング実施 ○SOSの出し方 ↓	
7		○三者面談について	○面談2		○いじめゼロ集会の計画作成
8		○教育相談技術(講師SC)			
9		○集会に向けて	○相談	○いじめゼロ会議に向けて	○集会の準備 ↓
10	○学校評価を受けての対策の点検		○前期相談内容のまとめ	○会議の振り返り ○行事を通じた人間関係づくり	
11		○アンケート分析	○アンケート② ○面談3	○情報モラル教育	○いじめゼロ集会
12					○いじめゼロ宣言 ↓
1					
2		○アンケート分析	○アンケート③ ○面談4	○いじめゼロ会議	
	○評価と次年度計画のまとめ	○評価と次年度の課題	○相談内容のまとめ	○会議後の振り返り	○反省と次年度計画

